会議の概要（議事録）

会議の名称	（番号） ３－０５	令和元年度墨田区災害医療運営連絡会	
開催日時	令和元年１２月１９日（木）午後１時３０分から午後２時３０分まで		
開催場所	区役所５階　防災センター		
出席者数	１９人		
会議の公開（傍聴）	公開（傍聴できる）	傍聴者数	０人
議題	１　避難所等における医療救護所の運営について ２　報告事項 （１）災害医療に関する協定締結について ①東京都訪問看護ステーション協会 ②株式会社ぱぱす （２）令和元年度総合防災訓練について （３）災害時医療救護活動従事者の事前登録等について		
配布資料	墨田区災害医療運営連絡会委員名簿（資料１） 避難所等における医療救護所の運営について（資料２） 墨田区総合防災訓練について（資料３） 墨田区災害時医療救護活動従事者登録について（資料４）		
会議概要	１　開会 ２　会長挨拶 墨田区災害医療運営連絡会会長（墨田区医師会会長）が挨拶を行った。 ３　委員紹介 防災課長が資料１のとおり各委員を紹介した。 ４　議題 「避難所等における医療救護所の運営について」 防災課長が資料２に沿って以下のとおり趣旨説明を行った。 ①発災後概ね７２時間が経過した急性期からは、被災者の健康管理や公衆衛生的ニーズが高まる。 ②「避難所医療救護所」を必要に応じて避難所に設置し、被災者に対する健康相談等を実施する計画がある。 ③これまで災害時の初動体制である「緊急医療救護所」については協議や訓練を重ねてきた一方で、「避難所医療救護所」については開設場所をはじめとして、その体制について具体的に議論がされていない。 『区の見解』 「避難所医療救護所」の体制が議論されていないことについて、以下３点を区の見解として報告した。 ①避難所医療救護所設置候補地は予め指定しておくことが望ましい。 ②計画では必要に応じて５００人以上の避難所等に発災後概ね７２時間以降から３ヵ月程度設置することとなっている。		

	③医療従事者や資器材等に限りがあるため、まずは緊急医療救護所の機能を引き継ぐ形で開設し、必要に応じて別の避難所も開設することを提案した。 『今後の課題』 今後の課題として以下の３点があることを報告した。 ①避難所医療救護所の体制 ②設置場所の選定 ③各避難所医療救護所における医療従事者の人員配置、役割等 【各委員からの主な意見等】 （委員）避難所と医療救護所の識別についてどのように区民に認識してもらうか。「避難所に避難して来た人」と「地域で医療を求める人」を分けなければいけないのでは。 （事務局）急性期に近隣診療所等の地域医療が復旧されない中で、避難所に行けば軽症者処置ができるという旨の周知を十分行っていきたい。また、「避難所に避難して来た人」と「医療を求めて来た人」については、すみ分けを行い、誘導等が必要であると考える。 ５　報告事項 （１）災害医療に関する協定締結について 防災課長が「東京都訪問看護ステーション協会」及び「株式会社ぱぱす」と災害医療に関する協定を締結したことを口頭にて説明した。 【各委員からの主な意見等】 「株式会社ぱぱす」との協定について （委員）台風１９号は計画運休が行われ、従業員が来られず、営業ができなかった。このような場合、区はどう対応するのか。 （事務局）計画運休等の影響で店を開けるかどうかは一義的には事業者の判断となる。実行性の担保は必要であるので、協定の内容を検討することは必要だが、このような協定は事業者の協力あってのことなので、可能な限り協力して欲しいというベースを共有しながら検討していきたい。 （２）令和元年度墨田区総合防災訓練について 防災課長が資料３に沿って令和元年度墨田区総合防災訓練の実施結果について報告した。 【各委員からの主な意見等】 （委員）訓練には直接参加しなかったが、包帯等が足りなかったと聞いている。 （３）災害時医療救護活動従事者の事前登録及び更新手続について 担当者が資料４について説明した。 【各委員からの主な意見等】 （委員）救護者証が届くまで、何かあっても活動できないのか。

	（事務局）救護者証は発災時に医療救護活動を行う際の身分証明を簡潔に行うことを目的としているため、救護者証が無いと活動できない訳ではない。 （委員）避難所で見せる必要があるのでは。 （事務局）確かに救護者証は無資格者が医療行為を行わないように、医療救護活動時の身分証になるが、現状この間に何かあっても救護者証が無いのはやむを得ない。 （委員）怪我された人を医療救護所に搬送する体制はどのようになっているか。 （事務局）墨田区医師会等と協議し、病院救急車の活用を検討している。 ６　意見交換 【各委員からの主な意見等】 （委員）台風１９号に関して防災行政無線が全く聞こえなかった。改善はされるのか。 （事務局）情報発信体制が不十分であった。防災行政無線による情報発信は雨風によって聞こえない事象はあるが、災害全般で見ると有効な手段である。 例えば葛飾区では緊急時の放送時は冒頭にサイレンを鳴らし、注意喚起している。また、無線の音声スピードの調整や他の自治体では時差放送も行っているとのことである。今回の教訓を生かし、運用の改善を図りたいと考えている。 （委員）台風１９号の際、区から連絡は無かったが、薬事コーディネーターは待機していた。どの段階で連絡が来るか等、詳細は決まっていたのか。地震は自動参集だが、台風の場合はどうなのか。 （事務局）医療救護所の開設時期について、地震時は発災直後がピークであることが想定されるが、風水害時はどの段階で必要とされているか定まっていない。今回のようなケースは想定しておらず、体制については別途相談させていただきたい。 （委員）水害はかなり広範囲に影響を及ぼすので、墨田区だけで考えるのは悪いわけではないが、医師会ではブロック単位で区分けするように提案している。 墨田区は城東ブロックに属しており、足立、葛飾、荒川、墨田、江戸川、江東がいる。都医師会だと広すぎるので、ブロック単位で体制の構築等を今後検討している。進展があれば行政にも相談したいと思っている。
所管課	都市計画部危機管理担当防災課